

宮崎大学医学部医の倫理委員会報告について  
(令和4年3月22日開催分)

【ショートレクチャー】

ショートレクチャーが実施された。要点は以下のとおりである。

- 「個人情報保護法改正に伴う生命科学・医学系指針の改正」（説明者：板井委員長）
- ・死者の試料・情報を用いる研究も、原則として生存する個人と同様の扱いとなる
  - ・これまでの指針で用いられてきた「匿名化」という用語は使用せず、改正後は個人情報法の用語を用いることになる
  - ・「対応表」という用語も用いなくなる
  - ・今回から新たに「仮名加工情報」という用語が新設された
  - ・「匿名加工情報」は個人情報にならないが、「仮名加工情報」は個人情報として慎重に取り扱う必要がある
  - ・特定の個人を識別できない試料・情報（既に作成された匿名加工情報は除く）のみを用いる研究も指針の対象となる
  - ・個人情報の管理に係る責任の主体は、研究機関の長あるいは既存試料・情報の提供のみを行う者が所属する機関の長となる
  - ・研究対象者から新たに要配慮個人情報を取得して研究を実施する場合、原則 IC を取得する（これまでも同様）か、もしくは「適切な同意」を取得する
  - ・オプトアウトは、研究対象者の権利利益が不当に侵害されない場合にのみ許容される
  - ・今回の指針改正を受けて、学術研究機関においては大きな変更はない
  - ・学術研究機関が関与しない市中民間病院のみで行う研究では、オプトアウトが困難になる可能性がある

【報告事項】

1. 議事要旨（令和3年11月5日開催分）
2. 持ち回り審査結果等報告について  
報告事項1.及び2.については、各自確認することとした。
4. その他  
なし。

以上